

令和3年第4回摂津市議会定例会

議案参考資料

(議案第78号・議案第79号)

令和3年11月30日提出

摂津市

目 次

議案第 7 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	1
議案第 7 9 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	3

一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第1条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p>

一般職の職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p>

特別職の職員の給与に関する条例（抄）（第1条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

特別職の職員の給与に関する条例（抄）（第2条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の185</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）（第3条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 200</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 185</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）（第4条関係）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 185</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 192.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>